サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

山梨信用金庫(以下「当金庫」という。)は、サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、以下の方針に基づきサイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。

1. 経営陣の責務

経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握する とともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整 備および対策の実施等に努めます。

2. 管理態勢の整備

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。

3. 対策の実施

当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に反映し、実施します。

4. 継続的な改善

当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。

5. 委託先の管理

当金庫は、委託先(サードパーティを含む。)におけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。

6. 法令等の遵守

当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令等および契約上の義務を遵守します。

7. 人材育成

当金庫は、役職員のサイバーセキュリティに係る意識向上に必要な教育・訓練等の啓 発活動に努め、専門的な人材の確保・育成に取組みます。

8. 情報連携

当金庫は、平時およびインシデント発生時において、関係省庁、委託先、業界関連組織等と緊密に連携のうえ、ステークホルダーに対する適切な情報開示に努めます。

(附則)

1. 本方針は、令和7年10月16日 制定・施行する。